

告 示

埼玉県告示第四百五十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成三十一年四月二十二日認可した。

平成三十一年四月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

馬宮土地改良区

二 事務所の所在地

さいたま市